

消防法令適合通知書交付申請時の確認事項及び提出書類（社会福祉施設等）

「消防法令適合通知書」とは・・・

消防法令適合通知書とは、該当する用途が入る防火対象物が消防法令に適合していることを、那覇市消防局が確認し通知するもので、旅館業や住宅宿泊事業、社会福祉施設等を開始する際に、那覇市の関係部局に提出する必要書類の一つとなるものです。

（※注意：消防局が営業を許可又は認可する、というものではありません。）

【社会福祉施設等 事前確認事項】

- 1 那覇市の福祉部局（障がい福祉課・ちゃーがんじゅう課・保護課等）へ事前相談を行う。
営業許可や施設の開所・登録等の申請窓口にて、事前に必要事項を確認しておいてください。
- 2 那覇市建築指導課（098-951-3244）に事前確認を行う。
既設（既存）の建物を事業所として使用する場合は、事前に那覇市建築指導課へ用途変更等の建築基準法上の申請手続き等がないかを確認してください。
※防火地域等に指定されている区域では木造の工作物等は設置できません。
- 3 那覇市消防局予防課（098-867-9900）に事前確認を行う。
新築または既設の建物を事業所として使用するにあたり、その用途に応じた消防用設備が設置されているか、または新規で設置する必要の有無を確認してください。
該当する消防用設備が設置されていない場合は、その設置が完了するまで適合通知書の交付はできません。
※設置する設備の種類によっては、設置完了までに時間を要するものがあります。
(設置完了までにおおむね1~2ヶ月かかる場合もありますので、必ず事前確認をしてください。)

【申請書への添付書類】

- 1 消防法令適合通知書交付申請書（第5号様式）
那覇市消防局のホームページからダウンロードできます。（第5号様式）
- 2 付近見取図
事業所の立地がわかるもの、インターネット等で提供されている地図でも可。
- 3 事業所建物の建築図面（求積図・各階平面図）※事業所のある階以外の階も要添付
面積、設置されている消防用設備等の位置、各居室から主避難口への避難経路（追記）が示されたもの。
- 4 社会福祉施設等設置計画（変更）書
有料老人ホームや障がい者支援施設等の社会福祉施設は、利用状況に応じて消防法令上の用途（業態等から判断されるもの）が決定されるため、施設の利用予定を記載していただくものとなります。※用途によって新たに設置が必要な消防用設備等があります。
- 5 「消防用設備等検査済証」の写し（新築の建物 又は 消防用設備の新設、更新等
があった既設の建物）
消防用設備等検査済証とは、防火対象物に消防用設備が設置（増設等も含み、消防用設備設置届出書を予防課へ提出する必要があります。）された際、法令の基準を満たしているかを消防職員が検査により確認し建物関係者へ交付するものです。
※既設の建物を使用する場合、使用する用途によって新たな消防用設備の設置や移設、増設が必要となる場合があるため、事前に消防局予防課へ確認してください。

□6 「消防用設備等点検結果報告書」のかがみ及び総括表の写し（既設の消防用設備対象）

建物にすでに設置されている消防用設備は維持管理のため、定期に点検業者（消防職員が行うものではありません。点検資格をもっている設備業者）に点検させ（機器点検は6か月ごと、総合点検は1年ごと）、総合点検の結果を消防署長へ報告する（特定用途は年1回、非特定用途は3年に1回）ことが法令で義務付けられています。

点検の実施期間及び報告期間が適正であるか、また、点検結果が良好であるか（不良箇所がある場合は改修されているか）を確認します。

※点検結果に不良がある場合は、その不良箇所が改修されていることが適合通知書の交付には必須となります。総合点検結果報告書及び総合点検の以後機器点検があった場合は、その機器点検結果の写し

□7 「防火対象物点検結果報告書」のかがみ及び点検票の写し

点検の対象となっている防火対象物については、年1回の点検とその結果を消防署長へ報告することが義務付けられています。

※点検対象となる防火対象物…①特定用途対象物で収容人員が300人以上のもの
②特定用途の部分が地階または3階以上の階に存するもので、その階から避難階又は地上に通じる直通階段が1つしかないもの。【特定一階段の防火対象物】

□8 収容人員算定表　※事業所のある階以外の階也要作成

階ごとに従業員数や利用者数等を算定したもの。（指定の様式はございませんので、任意に作成したもので構いません。）

※那覇市消防局のホームページにて用途ごとの算定方法を確認いただけます。

□9 「防火管理者選任（解任）届出書」の写し

建物全体の収容人員が30人以上の場合（有料老人ホーム等がある場合は10人以上）、同一建物内に複数の事業所（テナント）がある場合は、テナント等ごとに有資格者の中から防火管理者を選任し管轄の消防署所へ届け出る必要があります。

※各テナントの届出済みの写しの添付が必要です。

□10 「消防計画書作成（変更）届出書」の写し（上記9が該当する場合）

防火管理者は、管理する部分の防火に関する規定を作成し、届け出なければなりません。※テナントごとの防火管理者が作成し、届出を行います。

※各テナントが届出済みの写しの添付が必要です。

□11 「消火・避難訓練通知書」の写し（上記9が該当する場合）

防火管理者は年に2回以上、消防訓練を消防計画に則り実施する必要があります。
※営業（施設開設）の開始予定日までに1回は訓練を実施してください。訓練実施通知書はあらかじめ、管轄の消防署所へ届出をしてください。

※各テナントが届出済みの写しの添付が必要です。

□12 「統括防火管理者選任（解任）届出書」（上記9が該当し、特定複合用途対象物で3階以上の防火対象物は該当します。）

3階建て以上の建物で防火管理者を選任する必要がある部分が複数ある場合、各防火管理者を統括する”統括防火管理者”を選任し届け出る必要があります。

※届出済みの写しを添付

□13 「全体の消防計画作成（変更）届出書」（上記12が該当する場合）

統括防火管理者は建物全体の防火に関する規定を作成し、届け出なければなりません。

※届出済みの写しを添付

□14 「防災管理者選任（解任）届出書」の写し

防火対象物（建物）の階数が11階以上で延べ床面積が1万m²以上のもの、5階以上10階以下で延べ床面積が2万m²以上のもの、4階以下で延べ床面積が5万m²以上のものは、防災管理者を選任し届け出なければなりません。

※詳しくは管轄の消防署所へご確認ください。

□15 「防災 消防計画作成（変更）届出書」の写し

防災管理者は、管理する部分の防災に関する規定を作成し、届け出なければなりません。

※複数の事業所がある場合は、各テナントが届出済の写しを添付

□16 「自衛消防組織設置（変更）届出書」の写し（14が該当する場合）

防災管理が該当する建物には消防法施行規則に定める資格を有する者等により構成される自営消防組織を設置し、届け出る必要があります。

□17 那覇市火災予防条例に基づく各種届出書の写し

ガス給湯器やボイラー設備などの火気使用設備、変電・発電・蓄電設備等の電気設備の設置がある場合は届出が必要となります。※詳しくは予防課にご確認ください。

【注意事項】

◎ 申請の際、申請書類に不備（不足等）がある場合は、受付（受領）できませんので、申請前に十分確認して窓口等へ提出してください。

◎ 既設の建物（戸建て住宅、テナント等）を別の用途（ホテル、旅館、簡易宿泊、社会福祉施設等）に変更する場合、新たに消防用設備等の設置が必要になることがあります。

※消防用設備等に関する事前相談で窓口にお越しの際は、建物の状況や事業所の計画の概要がわかる資料（図面【改装予定の場合は、改装後の図面】、建物内部の写真等）をご準備していただき、消防設備士（消防設備業者）とご一緒にご来庁ください。

◎ 用途の変更に伴い、建築基準法に定める建築確認申請（又は用途変更申請）が必要になる場合があります。また、地域によってはホテル・旅館等が営業できない場所があります。

詳しくは、那覇市建築指導課（098-951-3244）にご確認ください。

◎ 必要な届出等がなされていない場合、消防用設備等点検結果に「不良」と判定された箇所がある場合、申請に伴う立入検査において不備事項（指摘事項）がある場合は、消防法令不適合通知書の交付となる場合があります。

もしくは、これらのは正が完了するまでは消防法令適合通知書の交付ができませんので、ご注意ください。

◎ 消防法令適合通知書交付申請に伴う立入検査は、内装工事等が完了後ベッドやカーテン等の什器類の配置が完了している日時で検査日を組んでください。それらが確認できない場合は、再検査となる場合がございます。

※検査では、事業所の避難経路や防炎物品の使用の有無等について確認を行いますので、カーテン・のれん等布製品、じゅうたん（面積が2m²以上のもの）を使用する場合は、必ず防炎物品を準備・使用すること。カーテン・のれん類について、ロールカーテンや布製ブラインド、間仕切り等の布製品はすべて防炎規制の対象となります。

◎ 提出書類、現場確認検査のすべてを確認後、指摘事項等がなければ検査からおおむね2開庁日後には適合通知書の交付となります。

※検査等において、改修等を指示された場合は、その改修状況が確認された後に適合通知書の交付となりますので、あらかじめご了承ください。

【申請先・お問い合わせ先】

- ◆消防法令適合通知書交付申請に関すること（ホテル・旅館・社会福祉施設等・民泊等）
管轄消防署【中央消防署・西消防署】予防査察課
(中央消防署:098-867-9915、西消防署:098-868-1230)
- ◆消防用設備等に関すること
(消防局予防課 設備指導係:098-867-0212)

※防炎規制対象物品※

- ・間仕切り用の衝立、アコーディオンカーテン、アコーディオンドア（金属、木製、プラスチック製品は対象外）
- ・室内装飾のために壁に下げる布、布製品、じゅうたん（伝統工芸品を除く）
- ・映写用のスクリーン（劇場、映画館等で使用されるもの）
- ・展示会場等で用いられる合板、バックスクリーン、台、仕切り用に使用される布製のもの（暗幕等）
- ・店舗等で天井から下げる布製広告類、パネル等の合板
- ・試着室、給湯室等に使用される目隠し用布